

## 「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針 Q&amp;A

質問項目	回答
1. 総論	
Q1:期間はいつからいつまでですか。	A1:令和4年1月9日(日)から令和4年1月31日(月)までです。
Q2:対象区域について教えてください。	A2:沖縄県全域です。
2. 外出及び移動に関する要請	
Q1:外出を自粛しなくてもいいですか。	A1:現在の爆発的な急拡大を抑制するために、混雑した場所や不特定多数の人の会食等の感染リスクが高い場所への外出や、移動の自粛をお願いします。また、外出や移動の際には家族や普段行動を共にしている仲間との行動をお願いします。
Q2:スーパーに食料品を買い物に行くのは制限されますか。	A2:スーパーや薬局などに生活必需品を買いに外出することを制限するものではありません。そうであっても、買い物は代表者1人でいくなど、混雑を避ける、並ぶ際には距離を取るなど「3密」を避けるようお願いします。
Q3:病院や診療所に通院するのは制限されますか。	A3:病院や診療所へ通院することを制限するものではありません。
Q4:出勤するのは制限されますか。	A4:出勤を制限するものではありませんが、テレワークを活用する、時差通勤など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をお願いします。
Q5:お葬式に出席するのは制限されますか。	A5:お通夜や告別式への出席を制限するものではありません。「3密」をできる限り避け、同居家族やいつも一緒にいる方以外との会食を避けていただくようお願いいたします。
Q6:銀行に行くのは制限されますか。	A6:銀行へ行って預金の払出など必要な手続きを行うことを制限するものではありません。並ぶ際に距離を取るなど「3密」をできる限り避けていただくようお願いいたします。
Q7:レストランに行くのは制限されますか。	A7:レストランなどの飲食店へ行くことを制限するものではありませんが、会食は、4人以下・2時間以内で行うこと、できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方とお願いします。 また、感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。 営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用はやめてください。
Q8:沖縄県から他県に行くのはだめなのですか。	A8:不要不急の県外との往来については、極力控えてください。 往来が必要な方は、出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検し、往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従ってください。帰沖後は速やかにPCR等検査を受検し1週間は、家族以外の方との会食は控えてください。  県内離島との不要不急の往来については自粛をお願いします。やむを得ず来訪する必要がある場合は、事前にワクチン接種の完了またはPCR等検査を受検してください。
Q9:他県から沖縄県に入るのはだめなのですか。	A9: ・居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、来県時は基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食をお控えください。 ・感染が拡大している地域からの来訪は慎重に検討願います。 ・来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県の中止または延期をお願いします。 ・来県前には、ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認してください。 ※ 来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。 来県時は、感染防止対策が徹底されていない飲食店やホテル等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。また、営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用は厳にお控えください。 ・沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。 【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)】 ※ 電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休) ※ 修学旅行については、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。

	Q10:飛行機は止まってしまうのですか。	A10:航空機等の公共交通機関に運休を要請するものではありませんので、慌てて帰省するなど不必要な移動は控えてください。
	Q11:物流が完全に止まってしまうのですか。	A11:物流等社会・経済生活を維持する上で必要なサービス、ライフラインについては確保されます。食料品や医薬品等の買占めは厳に謹んでいただきますようお願いいたします。
	Q12:外出するのに手続が必要になるのですか。	A12:外出するのに手続は不要です。
<b>3 事業者向け&lt;飲食店等について&gt;</b>		
	Q1:営業時間短縮の要請対象となる「飲食店」は、どのような店舗ですか。	A1:食品衛生法の飲食店営業許可を受け、屋内/屋外(テラス席等)で飲食サービスを提供する飲食店及び飲食を伴う遊興施設等を要請対象とします。ただし、宅配・テイクアウトサービスは除きます。 ※以下は、宅配・テイクアウトサービスとして扱うため、要請の対象外となります。 1.総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗 2.ケータリングなどのデリバリー専門の店舗 3.スーパーやコンビニ、弁当屋等の店内イートインスペース 4.自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)コーナー 5.キッチンカー 6.屋台(屋台との名称であっても移動不可の固定した施設で席を設けて飲食を提供している場合は対象となります)
	Q2:時短要請の対象となっている「遊興施設等」とはどのような施設ですか。	A2:「遊興施設等」とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、カラオケボックス、などであり、さらに食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗が要請の対象です。
	Q3:テイクアウト形式の飲食店(例:タピオカ屋、たい焼き屋)ですが、営業時間短縮の要請対象となりますか。	A3:飲食を中心とした感染が拡大しているとの専門家による指摘を受け、飲食による感染リスクを抑え、これ以上の感染拡大を食い止めるために、飲食店等に対して営業時間要請を行っております。そのため、人々が集まるの飲食につながらない宅配・テイクアウトサービスは本要請の対象外としています。
	Q4:飲食店等への営業時間短縮要請について教えてください。 (国の通知に基づき1/12一部変更)	A4: 【感染防止対策認証店】 ・5時から21時までの営業時間短縮(酒類提供は11時から20時まで)または ・5時から20時までの営業時間短縮(酒類提供を行わないこと、持込を含む)  【その他飲食店等】 ・5時から20時までの営業時間短縮 ・酒類提供は行わないこと (持ち込みについても同様)  以上の要請を行っております。(テイクアウト・デリバリー除く)
	Q5:「感染防止対策認証店」で酒類提供が20時、営業時間短縮要請が21時までの店舗の場合、20時までにラストオーダーをすればよいですか。	A5:ラストオーダーの時間を20時までとしてください。その際、21時までに営業を終了し、すべてのお客様が退店していただくようお願いいたします(お客様がいない状態にしてください)。
	Q6:ホテル等の宿泊施設の飲食店は営業時間短縮要請の対象となりますか。	A6:食品衛生法の飲食店営業許可を受け、飲食の提供を行っていれば、営業時間短縮要請の対象となります。  食品衛生法の飲食店営業許可を受けた屋内・屋外店舗で営業を行っていれば時短要請の対象となり、協力金の支給対象となります。また、宿泊客等特定客のみの飲食店(ホテルのラウンジ等)を含みます。 ※ルームサービスは要請の対象外となります。
	Q7:まん延防止等重点措置期間中に新規オープンした飲食店は要請の対象となりますか。	Q7:要請時点で食品衛生法の飲食店営業許可を受け営業を行っている飲食店が要請の対象となるため、要請後に新規オープンした飲食店は要請の対象外となりますが、まん延防止等重点措置期間中に鑑み、営業時間を20時までとする等、感染拡大防止対策にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

Q8:ノンアルコールビールの提供は酒類の提供に当たりますか。	A8:あたりません。																							
Q9:イトインスペースがあるスーパーやコンビニは要請の対象となりますか。	A9:要請の対象外となります。																							
Q10:カラオケボックスは営業時間短縮要請の対象となりますか。	A10:飲食店の営業許可がある場合要請の対象となります。 (感染防止対策認証店) ・5時から21時までの営業時間短縮、酒類提供20時までの要請 または ・5時から20時までの営業時間短縮(酒類提供を行わないこと、持込を含む)  (感染防止対策認証店以外) 5時から20時までの営業時間短縮、酒類提供しないこと の要請																							
Q11:カラオケ設備の提供について教えてください。	A11:カラオケ設備の提供については、認証の有無、経営形態によって以下のとおり扱います。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">認証の有無</th> <th>営業時間</th> <th>酒類提供</th> <th>カラオケ設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">カラオケボックス</td> <td>認証店 ①または②選択</td> <td>①21時まで ②20時まで</td> <td>①○(20時まで) ② ×</td> <td>提供可</td> </tr> <tr> <td>非認証店</td> <td>20時まで</td> <td>×</td> <td>提供可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スナック、 カラオケ喫茶</td> <td>認証店 ①または②選択</td> <td>①21時まで ②20時まで</td> <td>①○(20時まで) ② ×</td> <td>提供可</td> </tr> <tr> <td>非認証店</td> <td>20時まで</td> <td>×</td> <td>提供自粛</td> </tr> </tbody> </table>	認証の有無		営業時間	酒類提供	カラオケ設備	カラオケボックス	認証店 ①または②選択	①21時まで ②20時まで	①○(20時まで) ② ×	提供可	非認証店	20時まで	×	提供可	スナック、 カラオケ喫茶	認証店 ①または②選択	①21時まで ②20時まで	①○(20時まで) ② ×	提供可	非認証店	20時まで	×	提供自粛
認証の有無		営業時間	酒類提供	カラオケ設備																				
カラオケボックス	認証店 ①または②選択	①21時まで ②20時まで	①○(20時まで) ② ×	提供可																				
	非認証店	20時まで	×	提供可																				
スナック、 カラオケ喫茶	認証店 ①または②選択	①21時まで ②20時まで	①○(20時まで) ② ×	提供可																				
	非認証店	20時まで	×	提供自粛																				
Q12:非認証店において、カラオケボックスではカラオケ設備は利用できるが、飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用自粛が要請されているのはなぜですか。	A12:「飲食を主とする店舗(カラオケ喫茶、スナック等)は、不特定多数の 人が同じ空間で飲食しながら大声を出すことになり、感染リスクが高くなります。以上の理由から、飲食を主とする店舗(非認証店)におけるカラオケ設備利用の自粛を要請しております。																							
Q13:移動販売車(キッチンカー)や移動式屋台など移動しながら営業を行う場合、営業時短等に協力したら支援金の対象となりますか。	A13:移動販売車(キッチンカー)や移動式屋台は要請の対象外となり、協力金も支給されません。																							
Q14:飲食店の営業許可をもち、屋外での営業を主とする店舗は要請の対象となりますか。	A14:要請の対象となります。 飲食店の営業許可を持ち、屋外BBQのように屋外での営業を主としている場合でも、要請の対象となります。																							
Q15:遊覧船を営業している会社で、船上で宴会やパーティーを行っている。今回、要請の対象となりますか。	A15:飲食店の営業許可を取っていれば、要請の対象となります。飲食店の営業許可を取ってなくても、時短要請の協力をお願いします。																							
Q16:その他、飲食店等に対する要請はありますか。	A16:以下の要請を行っております。  【法第31条の6第1項:重点措置としての要請】 ○ 同一グループ・同一テーブル原則4人以内(例外:介助や介護を要する場合) ※ブレークスルー感染を含む急速な感染拡大によりワクチン検査・パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は一時停止します。 ○ 正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用) ○ アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保かつ真正面との着座配置禁止)等 ○ 上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気)  【法第24条第9項:協力要請】 ○ 県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力○換気の徹底、利用者への検温、業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ 「感染防止対策認証店」の取得推奨 (※結婚式等のイベント開催については、イベントの開催についての要請に沿った対応をお願いします)																							
<b>4 感染拡大防止協力金について</b>																								
Q1:協力金の支給を受けるには、いつから営業時間短縮要請に協力する必要がありますか。	A1:飲食店向け協力金については、令和4年1月9日から令和4年1月31日までの全期間、営業時間短縮の要請に応じていただくことが必要です。																							
Q2:店内飲食とテイクアウトを行っている場合は、協力金の対象となるのか。	A2:店内外飲食を営業時間短縮要請の時間内に閉店した上で、テイクアウトのみの営業を20時(認証店は21時)以降も継続した場合でも対象となります。																							
Q3:通常の営業時間が21時から5時まで営業している飲食店等の場合、要請に協力するには休業しなければならないのか(1/24一部追記)	A3:休業していただく必要があります。 または当該飲食店等が、夜間帯(認証店は21時以降、その他は20時以降)を休業し、昼間にランチ営業(5時～20時)等を行った場合でも要請に応じていることになります。																							

	Q4:事業者で複数の店舗を持っている場合に、一店舗のみの協力でも協力金の対象となりますか。	A4:感染拡大防止の観点から全ての対象店舗について協力の要請をしております。また、一事業者で酒類の提供及び20時(認証店は21時)以降営業している飲食店を所有している場合は全ての店舗で協力した場合協力金の対象となります。
5 沖縄県感染防止対策認証制度について		
	Q1:認証制度の目的について教えてください。	A1:県内では、新型コロナウイルス感染症の再拡大の波が繰り返し、県民生活や医療現場、産業経済に深刻な影響を及ぼしています。その観点から県民生活と経済活動の接点となる飲食店等の感染症対策を強化することを目的としています。 飲食店等における感染防止対策の基準を設け、基準をクリアした店舗に「認証済ステッカー」を付与する認証制度を導入します。まずは、飲食店から巡回指導を始め、その後、順次、認証の対象について、拡大していく予定です。 ※令和3年9月1日から、宿泊施設に対する感染防止対策認証制度を開始
	Q2:認証の手順について教えてください。	A2:認証のスケジュールについては以下のとおりです。 (1)申請書の提出 (2)申請書が提出されましたら、事務局から申請者へ、申請内容の確認及び実地調査に係る日程調整等の連絡をいたします。 (3)県の委託を受けた調査員が感染防止対策に係る基準に沿って実地調査を行います。 (4)上記の基準を満たしていることが認められれば、認証ステッカーを交付します。 認証ステッカーは後日の郵送となります。 詳細は以下をご参照ください。 <a href="https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen/taisaku/okininsho.html">https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen/taisaku/okininsho.html</a>
	Q3:協力金の取扱い及びまん延防止等重点措置指定に伴う沖縄県対処方針を踏まえ、認証店の辞退を希望する場合  (1/11追記)認証店の取扱いについての国の方針見直しを受け、辞退の受付を停止しています。  (1/13追記)すでに申し出のありました辞退については、認証制度事務局から辞退の意向についてメールもしくは電話にて、確認させていただきます(すでに、辞退の取消の連絡を頂いている事業者を除く)。	A3: 沖縄県感染防止対策認証制度事務局あて、メール(oki5670@okininsho.jp)又はFAX(050-5210-3780)にて、1月14日の17時までに連絡ください。 —なお、認証の確認を行うため、【認証店舗名、施設所在地、連絡先】を記入し、認証ステッカーの掲示をやめたことがわかる写真を添付してください。また、認証店のメモリを受け取っている店舗についても、掲示しないようお願いいたします。  詳細については以下HPをご確認ください。 <a href="https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen/taisaku/okininsho.html">https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen/taisaku/okininsho.html</a>
6 大規模施設等に対する要請について		
	Q1:各施設に対する要請の内容について教えてください。	A1:特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に対しては、以下のとおり特措法に基づく要請を行っております。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表してください。  【法第31条の6第1項に基づく要請】 ○入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限 ○入場をする者に対するマスクの着用周知 ○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)  【法第24条第9項】 ○業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底 ・手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨 ・発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィ等の設置) ・ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと。  ○利用者による酒類の持込を認めないことを依頼(法によらない協力依頼)

7 その他の対応																		
Q1: イベントの開催要件について教えてください。	A1: イベント開催要件は以下のとおりです																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">施設の収容定員(※1)</th> </tr> <tr> <th>5,000人以下</th> <th>5,000人超～20,000人以下(※3)</th> <th>20,000人超(※4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声なし</td> <td>収容定員まで可</td> <td>収容定員まで可(※3)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大声あり(※2)</td> <td>収容定員の半分まで可</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				施設の収容定員(※1)			5,000人以下	5,000人超～20,000人以下(※3)	20,000人超(※4)	大声なし	収容定員まで可	収容定員まで可(※3)		大声あり(※2)	収容定員の半分まで可	
	施設の収容定員(※1)																	
	5,000人以下	5,000人超～20,000人以下(※3)	20,000人超(※4)															
大声なし	収容定員まで可	収容定員まで可(※3)																
大声あり(※2)	収容定員の半分まで可																	
	<p>※1: 収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。また、大声ありの場合収容定員の半分かつ5,000人以下とする。          ・大声なし→ 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。          ・大声あり→ 十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を空けることとする。</p> <p>※2: 「大声」は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。</p> <p>※3: 感染防止安全計画の作成・実施を条件となっており、「大声なし」の担保が前提となる。</p> <p>※4: プレークスルー感染を含む急速な感染拡大によりワクチン検査・パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は一時停止します</p> <p>○主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCoA)・沖縄県新型コロナウイルス対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。          ○参加者5,000人超のイベントについては、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し県へ提出すること。県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。          ○全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。          ○島外から多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること          5,000人を超えるイベントのチケット販売については、慎重を期すこと。</p>																	
Q2: ホテル又は旅館は、集会の用に供する部分に限り、営業時間短縮や人数制限の協力を依頼するとなっておりますが、集会の用に供する部分以外の宿泊スペースについては特段使用の制限を受けないと考えてよいですか。	A2: そのとおりです。宿泊スペースは、使用制限の協力依頼をしていません。																	
Q3: 物品販売業のスーパー、コンビニは、営業時間短縮の対象となりますか。	A3: 食品、衣料品、医薬品、燃料等生活必要物資を販売する店舗は営業時間短縮の働きかけ対象外となっております。																	
8 問い合わせ先																		
Q1: 問い合わせ先について教えてください。	<p>A1:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●協力金の申請方法に関すること              「感染症対策協力金コールセンター」              (受付時間: 9時～17時(土日・祝日を除く))              電話: 0120-332-107 (第10期協力金)              電話: 050-8892-6540 (第9期までの協力金)</li> <li>●感染防止対策認証制度に関すること              「沖縄県感染防止対策認証制度事務局」 電話: 050-5526-3041              (受付時間: 9時～17時(土日・祝日を除く))</li> <li>●沖縄県対処方針の内容に関すること              「沖縄県感染症対策課」 電話: 098-866-2014              (受付時間: 9時～17時(土日・祝日を除く))</li> </ul>																	